



児童扶養手当・特別児童扶養手当に該当していませんか

次の手当に該当している人は、こども課（☎内線 1164）に相談の上、手続きをしてください。

特別児童扶養手当

受給資格者 身体（内部障害も含む）や精神に障害がある児童（20歳未満）を監護している父か母、または養育している人

手当月額 1級=51,450円、2級=34,270円（障害の程度により1級・2級に分かれます）

※所得制限限度額を超える場合は支給されません。
※児童が障害を事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

現況届・所得状況届を忘れずに

児童扶養手当、特別児童扶養手当をすでに受給している人は、送付された通知を確認の上、受給者本人が現況届・所得状況届を提出してください。

● 児童扶養手当現況届受付

日時 ▷ 8月3日(木)・4日(金)、午前9時～正午・午後1時～7時

▷ 5日(土)、午前9時～正午・午後1時～5時
会場 21会議室（行政棟2階）

● 特別児童扶養手当所得状況届受付

日時 8月14日(月)・15日(火)、午前8時30分～正午・午後1時～5時15分

会場 こども課3番窓口



特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人へ

次の手当を受給している人は、現況届（所得状況届）の提出が必要となります。受給者には書類を送付しますので、8月31日(木)までに提出してください。また、受給していない人で手当の受給を希望する人は、福祉課（☎内線 1139）へお問い合わせください。

特別障害者手当

対象者 日常生活において、常時介護が必要な在宅の20歳以上の重度障害者

※病院（老人保健施設を含む）や社会福祉施設に入院（入所）している人を除く。

※受給者が病院などに3カ月を超えて入院したり、社会福祉施設に入所した場合は支給されません。

手当月額 26,810円

障害児福祉手当

対象者 日常生活において、常時介護が必要な在宅の20歳未満の重度障害児

※社会福祉施設入所児を除く。

※受給者が社会福祉施設に入所した場合は支給されません。

手当月額 14,580円

8月～10月はボランティア月間

いつでも

だれでも

みんなでできる

ボランティア

市と市社会福祉協議会では、「市民・行政・企業の協働によるまちづくり」の実現のため、8月～10月を「ボランティア月間」と定め、私たちが暮らす地域社会を自分たちでつくり、お互いに支え合い、活力ある社会づくりのため、ボランティア活動を推進しています。

皆さんも一緒にボランティア活動に参加してみませんか。

ボランティアって…

一般的に、「自分の意思で他人や社会に貢献する行為」をボランティアといいます。収集活動や清掃活動などの身近なボランティア、興味を生かせるボランティア、専門性を生かしたボランティアなど、ボランティアの種類はたくさんあります。ボランティアを通じて、イベントに参加したり、団体に所属したりすることで、人と触れ合い、新たな自分を見つけられるかもしれません。

市のボランティア窓口（ボランティアサポートセンター）

● ボランティアサポートセンター

☎(89)20200

※あい愛プラザ2階（上州富岡駅前）
※土・日曜日、祝日は休み

同センターでは、ボランティア団体や受け入れ施設の紹介など、皆さんの活動のお手伝いをしていきます。

募集 クリーンボランティア団体

市内にある公共空間（道路・公園・河川など）を市民が里親となつて清掃や花の植栽などの美化活動を行い、市がこれらの活動を支援する協働での環境美化活動です。平成28年度は、27団体、延べ3,600人が活動しました。

募集団体 市民、企業、学校、老人クラブ、自主団体、ボランティア団体などの大体10人以上のグループ

活動回数 年5回以上

市の支援 清掃用具・花の苗など年間2万円を限度に給付

その他 覚書を締結し、活動前に届出書と参加者名簿を提出。活動終了後に報告書を提出

申し込み・問い合わせ ボランティアアサポートセンター（随時受け付け）

「ボランティア活動の手引き」

ボランティア受け入れ施設や市内のボランティア団体・NPO法人などの情報を紹介しています。市役所、生涯学習センター、市社会福祉協議会、ボランティアサポートセンターなどで無料配布していますのでご利用ください。
※市ホームページでも紹介しています。

ボランティア活動例

- ▽ 障害者に関する活動 II 手話通訳奉仕、要約筆記、点訳奉仕など
- ▽ 子どもに関わる活動 II 子育て支援、読み聞かせなど
- ▽ 社会福祉施設での活動 II 各種介助、施設訪問など
- ▽ 国際的な活動 II 在日外国人の相談・支援、日本語指導など
- ▽ 募金・寄付金活動
- ▽ 献血・臓器提供
- ▽ 自然や環境を守る活動 II 清掃、緑化運動、リサイクルなど
- ▽ 特技・技術・資格・趣味などを生かした活動 II 施設での演奏、スポーツ指導など
- ▽ 災害救援・防災活動 II 災害時に被災地の復旧作業、避難所での炊き出しなど

市社会福祉協議会

● 市社会福祉協議会

☎(70)22322

※あい愛プラザ1階（上州富岡駅前）
※土・日曜日、祝日は休み

収集にご協力を

市社会福祉協議会では、次の物を収集しています。普段、何気なく捨てている物でも、さまざまな活動に役立てることができます。ご協力をお願いいたします。

- ▽ ペットボトルキャップ
- ▽ 使用済み切手
- ▽ 書き損じハガキ
- ▽ 外国コイン、紙幣（※現在流通しているもののみ可）
- ▽ 不要入れ歯
- ▽ プルタブ
- ▽ 使用済みカード（テレホンカード、図書カード、QUOカード、ハイエーカード）

活動保険にご加入を

安心して活動を始めるために、ボランティア活動保険に加入しましょう。掛け金や補償内容など詳しくは、市社会福祉協議会へ。
※市で行っている運動参加型のイベントは、活動保険対象外です。

その他の事業

- ▽ 福祉機器の貸し出し
- ▽ 福祉教育・学習活動の推進、支援
- ▽ 傾聴ボランティア派遣要請受け付け